

第二十六回 参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和三十三年四月五日(金曜日)午後一時四十七分開会

委員の異動

本日委員井上知治君、北村暢君及び森中守義君辞任につき、その補欠として追水久常君、荒木正三郎君及び松本治一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君

理事 上原 正吉君

大谷藤之助君

秋山 長造君

竹下 豊次君

木村篤太郎君

西岡 ハル君

松岡 平市君

松村 秀逸君

伊藤 顕道君

田畑 金光君

永岡 光治君

八木 幸吉君

中村 梅吉君

政府委員 科学技術 秋田 大助君

政務次官 科学技術 原田 久君

長官官房長 大蔵省主計 渡部 善信君

局給与課長 大蔵省主計 岸本 晋君

事務局側 常任委員 杉田正三郎君

会専門員

内閣委員会會議録第十八号

昭和三十三年四月五日

【参議院】

第一節

説明員

科学技術庁 子力局アイソトープ課長 鈴木 嘉一君

本日の會議に付した案件

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀田得治君) これより委員會を開会いたします。

委員の變更について御報告いたします。本日付、北村暢君及び森中守義君が辞任され、その補欠として荒木正三郎君及び松本治一郎君が選任されました。

○委員長(亀田得治君) それでは法務省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

法務大臣より提案理由の説明を願います。

○法務大臣(中村梅吉君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の要旨は、一つの刑務所を新設すること及び一つの刑務所の名称を改めることの二点であります。第一の刑務所の新設は、昭和二十一年四月東京中野区にあった豊多摩刑務所の施設が連合軍に接収され、さらに昭和二十七年七月二十六日、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条

約第三条に基く行政協定第二条により、アメリカ合衆國軍隊に提供せられ、同軍隊において引き続き軍刑務所として使用してきたものであります。

が、昭和三十一年九月二十五日の使用が解除されて、日本政府に返還されましたので、これに所要の整備を加え、同所に中野刑務所という名称の刑務所を新設し、毎年二千名内外を他の矯正管区に移送せざるを得ないような東京矯正管区内の過剰拘禁状態を緩和しようとするものであります。

第二の名称の變更は、現在浦和市に所在する豊多摩刑務所の名称を、地名を冠した浦和刑務所に改めようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございますが、どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(亀田得治君) 別に御発言がなければ、本案については本日のご審議の程度にいたします。

○委員長(亀田得治君) 次に、国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案を議題に供します。

政府委員より本案の逐条説明を願います。

○政府委員(岸本晋君) 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして、逐条御説明申し上げます。

第一条におきまして、この法律は國家公務員等退職手当暫定措置法、その改正と、それに関連いたしましたその他の法律の改正がござりますが、第一

条は退職手当法自体の改正を書いておきます。

○委員長(亀田得治君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(亀田得治君) 速記を始め

○政府委員(岸本晋君) まず第一は、第一条中にあります、退職手当暫定措置法の第二条におきまして、その適用範囲をきめておりますが、その適用範囲の中に、従来公社の役員が専売公社と、電々公社の役員が含まれておりましたが、昨年度有鉄道法の改正に伴うものであります。除外いたされまして、今回追つかけて、この専売公社と電々公社の役員を除きたい、こういう趣旨でございます。この公社の役員を除外いたします趣旨は、従来政府といたしまして、退職手当と、恩給法による恩給、あるいは共済法による年金、この年金と退職手当は、一体をなすものとして取り扱って参つたわけでありまして、昨年公共企業体等共済組合年金法という法律が施行されました、その結果、公社につきましては、従来ございました恩給法の適用がなくなりまして、役員については恩給法の適用がなくなり、同時に共済組合法自体による年金の支給もなくなつたわけでございます。つまり年金制度が公社の役員については全然なくなつたということになりました。そこで、退職手当につきましても、この退職手当措置

法による退職手当でなく、別途の新しい基準による退職手当を定めるといふ必要が起きたのであります。たまたま国鉄等につきましては、昨年、国有鉄道法の改正がございましたので、その際、国有鉄道法改正の付則におきまして、役員を適用除外したわけでありまして、専売公社、電々公社につきましてはその機会がございませんでしたので、今度この法律自体を改正いたしまして、適用除外にいたそう、そのような趣旨でございます。

改正の第二点は、この改正法律案のうちから四行目にござりますが、整理退職等の場合の退職手当、これは従来一般の退職手当の十割増し程度でございまして、行政整理をやめる方だけに限って支給するということになっております。今回それを改めまして、必ずしも整理退職でなくともいい、二十五年以上勤続いたしました、二十五年以上勤続したという趣旨でございます。二十五年以上勤続したという趣旨を、なぜこの際取り入れたかという問題がござりますが、この点につきましては、最近公務員の勤続年数もだいたい延びて参つております。二十五年以上も勤めると、大体整理でやめても、あるいは行政整理でなくとも、仕事の関係上やめていただくたいと勤続された者、すなわち二十五年以上勤続した者の圍に對する

貢献は、ほぼ同等と考えていいわけであり、また、民間の退職手当の支給の実情を見ても、会社に二十五年も勤めると、会社の都合でやめる人も、定年退職でやめる人も、ほぼ支給率は同等でございます。そういうことを考慮しまして、二十五年以上の場合は整理退職と同じ率の退職手当を支給する、かように改めたわけでございます。

以上二つがこの改正法案の本体でございます。あと、第二条、第三条に書いてございますのは、公社の役員を退職手当法の適用除外といたしましたことに関連しまして、専売公社法及び電々公社法に関連のある改正を加えておるわけでありませう。

第二条の、専売公社法の改正を例にとつて御説明申し上げます。ちよつと法文の順序から逆になりますが、改正法案の二ページの終りから四行目に、「役員等の給与等の基準」というのがございませう。この規定が一本入るわけでございます。役員等の退職手当につきましては、暫定措置法の適用は除外いたしますが、将来におきましてこれは大蔵大臣―専売では大蔵大臣が主務大臣でございますので、主務大臣の認可事項とするという規定を一本入れることにいたしております。同時に、その退職手当算定の基礎となる給与も、これは大切な問題でございますから、給与、退職手当、兩者を主務大臣の認可事項にするという規定を新たに付け加えております。この点は、昨年の国有鉄道法の改正で国有鉄道についても同様の規定が置かれております。それに関連した日本専売公社法の一部改正規

定が二ページの初めから三行目からございませうが、これは主として予算との関係をつたつたわけでございます。現在公社の役員等の給与につきましては、予算中に給与総額という制度がございます。その中から支出するということになります。役員はかりでなく、役員等の給与額までその中に含まれております。今回、役員等の給与を主務大臣の認可事項にして、これを切り離そうということになりましたので、将来給与総額の中から役員等の給与をそのまま別途予算に計上しよう、かような趣旨で関連規定の改正を行なっているわけでございます。

なお、三ページの最初にございませうが、公社の役員については、退職手当法の適用除外をいたしましたわけでございますが、職員については相変わらず従前通りこの退職手当を適用して参ります。その関係上、公社の職員が引き続いてその役員となった場合に、どういう処置をとる必要があるかという問題があるわけでございます。この場合は、公社の職員が引き続いて役員となつた場合は、退職手当暫定措置法の適用については退職とみなしまして、その際退職手当法に基づく退職手当を一括して支払われ、あとの役員側のについては、主務大臣の認可による退職手当を支給する、かような規定に改めたわけでございます。

第三条の電信電話公社法の改正は、ただいま申し上げました専売公社法の改正と全く同一内容のものでございませうので、説明を省略させていただきます。以上がこの法案の本則の事項であり

ますが、次に付則の点につきまして御説明申し上げます。法律の付則の一項目は、公布の日から施行する。施行期日でございます。第二項でちよつと若干変つた規定が入つております。今回動議二十五年以上の方については、勤奨を受けやめられる方は、整理退職手当と同率の退職手当を出そうということに改めておりますが、それと実体は相表裏するやうなことでございませう。年令五十才以上で退職した方についても、やはり当分の間、整理退職手当と同じ割合の退職手当を支給いたします。その趣旨とい

たしますのは、戦時中において日本政府、また外国政府、あるいはそれに準ずる法人の職員になつて、戦後また引き揚げて日本に帰つてこられた方、こういう方は、戦後の日本の政府に勤めている在職期間としては非常にわずかなものでございませう。しかし、年令としてはもう五十才以上に達している方が相当おられる。そういう方に対しては、当分の間この整理退職手当と同じやうな退職手当を支給いたしたいという、かような趣旨でございます。

それから次に付則の三項でございませうが、これは今回公社の役員をこの法律の適用除外といたしました関係上、この法律に基づく退職手当は一体どう処置するかというところでございませうが、これは、この法律施行の際に退職したものとみなしまして、この法律に基づく退職手当を支給して打ち切る、こういう規定でございます。なお、付則の五項、六項につきましては、先ほど申し上げました役員等の給与を、予算に計上いたしてあります給

与総額のうちから、将来はずしてという建前にいたしたわけでございます。相変らず予算の給与総額の中に、役員等の給与も入つているわけでございます。そこで、その給与総額の予算を実行するに当りましては、本年度は主務大臣の認可いたしました給与基準による給与だけを支給する。その残りを、職員に対する給与総額とみなして実行する、こういうやうな趣旨の規定でございます。これが五項、六項の趣旨でございます。

以上申し上げました点が、今回の改正法案の要点でございます。○委員長(亀田得治君) 本案につき、御質疑のあり方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤頭道君 これは所管の大臣に伺ひするが至当だと思ひますけれども、見えておりませんかとお伺ひしますが、大体公務員の実態を見ますと、相当年数勤めて、相当の年令になれば、多くはほとんど勤奨がなくともやめたいと思つておられる。ところが現在の程度の退職手当、もしくはまた現在の恩給の程度では、老後非常に生活に不安感が強いので、真にやむなく老齢にむち打つて勤務を続けたいと思つておられる。そういう実態が非常に多いわけでは、ないかと。そういう点から、たとへばここで関係のあるのは退職手当ですが、こういう点について、もつと根本的に改正して、そしてここにもうたつてある新陳代謝を旺盛にする、そういうやうな線に沿うやうなことが考えられておるかどうか、まずお伺ひしたい。

○政府委員(岸本晋君) 退職手当の支給額につきましては、私ども絶えず民間の会社におきまして退職手当の支給率といふものを参考にいたしておるわけでございますが、現在の退職手当の法律によりまして支給率も、ほぼ民間の大きな会社でやっております支給率には、レベルが見合つております。そのほか公務員の場合には、退職手当プラス恩給あるいは共済年金といふものが別途にプラスに相なつております。民間でございませうと、厚生年金保険法との適用を受けております。その厚生年金すらまだ実際はほとんど発動いたしておらない。特殊の人しか年金をもらつておらないわけでございます。その他の会社におきましては、普通の退職手当、あるいはそれを十年くらい、あるいは永久の年金払いの形にしたもの、その程度のものしかまあ出ていないわけでありませう。それから比べますと、公務員の退職給与につきましては、退職手当、それと恩給といふものを合したもので、大体民間の退職給与を十分カバーできるものは支給されている、かように考えております。

○伊藤頭道君 一応ごもつとものようですが、ね、実際に當つて見ますとね、もちろん民間もピンからキリまでありますから、どの辺に線を引くかといふことは問題でしょうけれども、大体大きな所と比較してみれば、相当開きはまだあるように思ひますがね。そういう点で、これは公平の原則で十分考えていただくことが至当だと思ひます。そういうしないで、ただ相当の年令、相当勤めてくると勤奨という非常

に都合のいい手があつて、もうやめてもらいたい。結局老後に不安を持ちながら追い出されてしまふ、そういう実態が相当多いと思ふのです。そういうようなことで、老後に心配がなく、退職後生活に不安がなければ、相当の年令になれば、今繰り返し申し上げるように、勸奨しなくとも喜んでやめていくと思ふのです。各都県、これは中央でもそうですが、地方でも、たとえば教職員に例を引くと、ほとんどこの年度の卒業生がまだ一人も就職できないという実例が出ておるのです。東京でもまだ一人も新採用してないというのを聞いています。そういうような実態から、一つ抜本的にそういう程度のお願ひするのではなく、あお後にその心配なくともやつていける、そういう程度のことをご考慮してもらいたいと思ふのです。その点についてどうですか。

○政府委員(岸本晋君) 先ほど申し上げましたように、退職手当はそう退職給与として民間に見劣りするものではないといふ現在の判断に立っておるのではありません。もちろんこの退職手当措置法は、名称にありますが暫定措置法であります。将来公務員の年金制度が変更する際に、総合的にあわせて再検討するということに相なっております。なおその際には、一般の実情というものを十分くみ込んでこれを検討いたしたい、かように考えております。

○伊藤頭道君 この資料によつて、昭和三十一年五月三十日、人事主任官の会議があつて、その議長名で大蔵事務次官あてに退職手当の取扱ひについてどういふ通牒が出ておると思ふのです。

ね。これを見ますと、勤続二十五年以上にならざる長期勤続者または年令五十才以上で退職した者に対しては云々と、勤続二十五年とごさいますけれども、五十才以上で退職した場合については、これは取り入れてないわけですね。これはどうして入れなかったのですか。

○政府委員(岸本晋君) 年令五十才の方は実は付則の二項の方で書いてございませう。と申しますのは、退職手当の方はやはり勤続報償の意味を多分に持つておられますので、本則におきましては勤続年数の長い者に支給率の高いものを支給するということをうたつておられます。年令を基準として退職手当を支給するということは、今まで例がないわけでごさいますが、実情といつたしまして、戦後いろいろの事情で中年で入つてこられた方が多いわけでごさいまして、そういう方々のために付則でもつて、年令五十才以上の場合をうたつてあるわけでごさいませう。

○伊藤頭道君 この資料によつて、大蔵省給与課の調査しておる二十八年退職と、傷病疾病退職、整理退職、ごういふのを見ていきますと、はつきりいたしますように、勤続退職が相当増加しておるのです。今回とりだされたこのような措置も、将来いつかは勤続退職の強化ということになりはせぬか、ひいてはまた定年制への移行ともなるのではないか、そういう点を私どもは憂慮せられるわけである。こういう点について明確な御答弁を願ひたいと思ふのです。

以上の場合、整理退職手当を出そうというごういふような改正案の趣旨は、先ほど申し上げました通り、二十五年以上になりますと、これは整理の場合も、仕事の関係でやめられる方、整理がなくてやめられる場合もはば国に対する貢献度は同じであるという点と、それから民間の会社になりますと、そのくらゐ長くなりますと、会社の都合でやめる場合、定年退職でやめる場合は、退職手当は同じ率で出ております。そういう点、実情を勘案いたしまして改正いたしたわけでごさいませう。二十五年、ごういふことを入れることによつて、特に積極的に人をやめさせるとか、そういう意図をこの法律案自体で持つておるわけではごさいませう。もちろん各省におきまして、最近非常に、人事がある程度行き詰まつておることは事実でごさいませう。この問題の解決に、あるいはこれをうらした面で見られる方があられるかもしれませんが、しかし退職手当のものの方自体としては、二十五年以上勤続者を優遇いたしたい、ごういふ考えで立案いたしましたわけでごさいませう。

○伊藤頭道君 なお、政府提案の給与法を見ても、人事院勧告を見ても、うかがわれるのですが、ある一定のところへきて、年数がたつと結局何年も頭打ちで、そのまま据え置かれると、ごういふことは明らかに定年制の前提であるが私どもはごういふに解釈しておるのです。またごういふを得ないのですが、この点についてもごういふような意図があるのではないか、その点を伺ひたい。

○政府委員(岸本晋君) 退職手当法と定年制との関連は、今までのところ考えていないわけでごさいませう。定年制ができませんれば、それに応じた退職手当の率を一応考へなければならぬと思ふのですが、現在定年制自体は決定いたしておりませぬ、また政府として定年制をどう取り上げるか問題になつておらない段階でごさいませう。この法律自体としては、そのようなことは考えておらないわけでごさいませう。

○伊藤頭道君 それからなお参考までにお伺ひしたいのですが、普通退職の場合の退職手当の算出法ですね、これはもちろんその勤務年数によつて異なる内容が違つてくると思ふのですが、それと優遇退職の場合の算定方式ですが、ごういふのは、まあ、これは年数によつて違つてくると思ふのですが、算定方式はごういふことになりませうか。

○政府委員(岸本晋君) 算定方式は、大ざつぱりに申し上げまして、普通退職手当の場合の支給率、これは勤続年数一年については俸給月額額の何割というごういふことですが、普通退職手当の場合をいいたしまして、傷病疾病等でやめます場合はその五割増し、整理によります場合は十割増しというごういふことになりませう。

○伊藤頭道君 それではなお二、三お伺ひしますが、公社役員を一般職員と分けて、今度は主管大臣の許可を得るとごういふ方式をとつたこと、従来この点考へられることは、従来の方がよりお手盛りのこと、これは結局従来もいろいろ監視があつたので、ごういふにできないけれども、今度は大蔵の許可という、ごういふ美名のもとに、お手盛り退職手当が一応考へられると思ふのですが、ごういふ点についてはごういふに考へませうか。

○政府委員(岸本晋君) 主務大臣の認可にいたしまして、確かに法律的な束縛がない、一応大臣の裁量にまかされるわけでごさいませう、それによつて新しい給与基準を定めます場合に、勝手にごういふごういふという金額はきまらざるものではごさいませぬので、やはり同等の仕事をやつておられる、同じ政府関係機関の役人でありませうとか、あるいは民間の例、あるいはその当該の専売公社、電々公社自体の特殊な性格、ごういふものをにらみ合せまして、やはり適當な線に基準を定めたい、ごういふに考へておられます。

○伊藤頭道君 それから、付則第二項で「政令で定めるもの」とありますけれども、この政令の内容はどんなものなんですか。

○政府委員(岸本晋君) 政令の内容は、現在のところ、何と申しますか、この例示に上つておられますのは、外国政府にたまたま戦時中行つていたが、内地に帰つてきて、日本政府にきた方、ごういふ方を取り上げておられます。ごういふような特殊な事情があつて、戦後日本政府に勤めた期間が二十五年以上に達している。しかし年令は五十以上にあるために何か救わなければならない方々、ごういふ例を私どもも予想をいたしておるわけでごさいませう。またごういふ内容については、目下検討中でごさいませう。

○伊藤頭道君 なお、付則の第二項に関連して、外国政府、たとえば満州国

政府に勤めた場合で、終戦後内地に引揚げて、そしてすぐ再就職した人は、当然これは当てはまると思いますが、いろいろ自分で勤めたいけれども、就職運動やつたけれども、公社等の関係ですぐは就職できなかった。その間一年ないし二年の空白があったという者がどういふふうか。そういう場合はどういふふうか。これは適用されませんか。

○政府委員(岸本晋吾) この付則では、やはり引き続き再予日本政府の職員になつたということをご希望しておるわけでございます。まあ今御指摘のようない、二年空白があつて再就職された方、その方でありまして、その点については私もまだ詳細い検討はいたしていませんが、その問題は、ただ恩給とか、あるいは共済年金とか、そうした退職給付を含めた総体の問題に関連して参るわけでございます。戦時中の満州国政府とか、あるいは満鉄とか、そういう特殊会社、そういうものにおかれて、終戦後引き揚げてきて、日本政府に再就職した。昔の期間を何とか見れないものだろうかという問題が起きておることは、私も承知いたしております。そうした問題の一端として、なお研究はいたしたい。この法律自体で、すぐそこまで広げられるものではない。こう考えておられます。

○委員(亀田得治君) ちよつと関連して聞いておきたいのですが、「その他で政令で定めるものが」こう書いてありますね。今、伊藤君が言うたような場合が、この政令できめようと思はばきめられるわけでしょう。それは無理ですか。

○政府委員(岸本晋吾) 政令できめようと思はば、確かにこれは時限事項でございますから、できると思はしますが、例示の方に、一応「引き続き」ということを例示にいたしておられますので、政令でその条件まではずせるかどうか、ちよつと疑問に思ふのでございませう。ともかく、外国政府におりて来て日本政府に引き続きおられる。そういう場合は、それは似たようなケースが何かあれば、これに取り上げたい。かように考えておられます。

○委員(亀田得治君) もう一度申し上げますが、たとえば「引き続き」といへば、一月空白ができて、これは引き続きおられない。やはり二年、三年であるという若干、あるいは場合によつては、見方によつては長いかもしれないが、非常にわずかと云うような場合には、この付則の第二項を設けた趣旨からいへば、むしろ救うのが趣旨でないかと思うのですが、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(岸本晋吾) その問題は、実は退職手当法の方で、本法の方でもうすでに解決済みでございます。これは退職手当法の施行令の方にございませう。引き揚げて参りましてから大体百二十日くらいの間、再就職した者は、引き続きいたものとみなす取扱いは、現在でもいたしておられます。

○竹下豊次君 ちよつと関連して、引き揚げて、すぐにもその官庁に入らなば、伊藤さんのお尋ねのように、しばらく休んで、また再就職をした。それも自分の都合で、もう会社に入った方がよいというふうな考えで、さういふ就職してみたいけれども、なかなかうまくいかない。じゃ、もう一べん役人にならうかといつて、役人になつた人もあるかもしれない。それから、帰つてみたら追放になつて、それで役人になることはできなくて、やむを得ず民間に入った。しかし追放が解除された。でも、もとの役所に入った。こういうのはたくさんある。そういう場合、いろいろ種類があるだろうと思はしますが、そういう点はどうかですか。だいたい御研究になつておられるのですか。

○政府委員(岸本晋吾) 在職期間が引き続き続いているかどうかの問題、これはまた別途の問題でございます。この法の付則で取り上げておられますのは、年令五十年以上という点に重点を置いているわけでございますが、引き続きいるかどうか、それはある程度現在の法律でも、施行令自体で緩和いたしておるわけでございます。たとえば外官官署所属の職員でありますとか、外国政府の所屬の職員あるいはこれに類した外国領事館におられた方々が、引き揚げて参りましてから百二十日以内に再就職した場合、この場合は、現在在職期間が引き続きいたものという取扱いをいたしておるわけでございます。

○竹下豊次君 今、二つの別々の連つた事情があるというのを申しました。それはどつちの事情にかかわらず、やはりただ一本で解決しておられるわけですか。

○政府委員(岸本晋吾) その点は、現在一本で解決いたしておられます。

○竹下豊次君 それが良いのですかね。不公平じゃありませんか。それをもう一べん変えなければならぬといふことは御研究になつておられますか。

○政府委員(岸本晋吾) 御指摘になりましていろいろケースによつて日にちを差えるという問題があるわけでございますが、これは、実を申し上げますと、いろいろのケースがたくさんございまして、どこで線を引くかとなりまして、なかなかその線の引きようがむずかしいわけでございます。このケースの場合は二カ月前、このケースの場合は三年、これはなかなか。それぞれケースの方はそれで満足されても、相互間の不公平というものがまた起きてくるわけでございます。ある程度の御不満はございまして、一応現在のところは百二十日以内の再就職というところを線をおろしておるわけでございます。

○竹下豊次君 一応御説明の通りになつておるんでしようが、それはいつできた法令でございませうか。

○政府委員(岸本晋吾) これは昭和二十八年八月に退職手当暫定措置法が制定されました。そのときの施行令でございます。

○竹下豊次君 恩給法の問題などにして、特にはつきりした不合理な例を一つ申しますという、私の知った事例としても、同じ役所から同じ時期に南方に司政官として行った。二人とも同じ船で帰つて来た。一人の人はすぐにもその役所に歸つていった。一人の人は追放になつておつたがために、すぐに役所に入らなかつた。それで民間に入つた。それがために、もうすでに恩給年限に両方とも通算すれば達しているにもかかわらず、一方は恩給が支給される。一方は恩給が支給されなかつた。そんな不合理な事例に今の法律ではなつておるのですか。そういうことがやはりこの取扱ひに出てきやしないかといふことを、私は心配するわけですね。非常に不合理な恩給法だ。一緒に学校を卒業して、一緒に役所に採用されて、二人とも一緒に南方に行つて、一緒に歸つてきて、しかも復員局といひましたかね、の帳簿には、ちゃんと二人とも載つておる。たまたま一人は民間に入つた。一人は官庁に歸つてきた。ただそれだけの最後の理由で、一方で恩給を支給する。一方には恩給を支給しないと、こういうことはどうして改正をしないかと思はなければならぬ問題だと思はれます。そういうことがやはりこの問題についてもあつたらば、やはりあなたの方としてはそういうことの改正の必要があるかといふこと、これは、もう少し続けて研究なさらないければならぬ問題だと、かように考えておられます。今まではまあ戦争直後でありまして、今まではまあ戦時とさだから、そつと一緒で理想的の整理もできないという事情があつたといふことはよくわかつておられますけれども、できるだけ早い機会にそれをならして、合理的なものにするといふことの御研究は、やつぱり進めていただくなければならぬ。こうなつておるのだというだけで、あとを見切らないように、一つお骨折り願ひたいと思はれますがね。

○政府委員(岸本晋吾) ただいまの問題、確かに御指摘の通り、恩給、退職手当あるいは共済年金にも同じ問題がございませうが、共通した問題でございますが、なお研究検討はいたしたいと思はせておられます。

○田畑金光君 私は、よくこの法律の

内容をわかりませんが、この暫定措置法の適用される対象人員というものは一律幾らかというのか。この法律の第一条を読んでみますと、第二項に「恩給法の規定による恩給、国家公務員共済組合法の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給与制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。」とあり、その効力をもつものとすること。これが適用されるわけですが、その後公共企業体職員には同職員共済組合法ができています。この暫定措置法の取扱いを受ける対象人員というのは幾らくらいいるものですか。

○政府委員(岸本晋吾) 暫定措置法は国家公務員並びに公社の職員に適用が現在あるわけでございます。従いまして、国家公務員の全員、一般会計特別会計合せまして現在六十七、八万に相なります。それと三公社の約六十五万、合せまして百三十万程度の職員でございます。

○田畑金光君 そりしますと、なんですか、今あげられた公社関係あるいは国家公務員関係の共済組合法に、さらにこれが、共通した原理原則を基準として与える。こういう性格のこれは法律案なんです。

○政府委員(岸本晋吾) 現在の退職手当法によります退職手当は、恩給法による恩給それから国家公務員共済組合法による共済年金、これと大体表裏総合いたしました。公務員の退職給与としてはこの程度で今の段階では十分であらう。こういう想定をいたしておられるわけでございます。公社に昨年公共企業体等共済組合法が施行されました、新しい年金制度になりましたが、そのレ

ベルも大体従前の恩給と国家公務員共済組合法の退職年金、このレベルを両方総合した程度のものでございまして、著しくかけ離れたレベルのものとも考えられません。その意味におきまして、当分の間、公社につきましても国家公務員等退職手当法を規定いたしておるわけでございます。

○田畑金光君 そりしますと、まあこの提案の理由を見ますと、二十五年以上勤務した国家公務員等の退職手当について、優遇措置をやったように書いておられるわけですが、ところがよく読んでみると、勲賞を受けた職員に適用するのだと、そういうわけですね。従来は行政整理とかあるいは退職になった場合に適用していたわけですが、今度は一方待改善の意味で勲賞を受けた者に適用するのだ。こういう趣旨のようでありますが、勲賞というものは、これはどういうことなんです。

○政府委員(岸本晋吾) 勲賞は、まあ俗に言いますと、まあぼつぼつだいたい時期もきたりしたからやめたらどうかというよりも意味の程度の勲賞でございまして。逆に言いますと、勲賞なくしてなぜ勲賞という言葉を入れたかという点、勝手にこの本人がやめたいという人も中にはあるわけでございまして、役所の都合上どうしてやめてもらわなければならないのにやめたい、そういう方々までも優遇退職にするのはいかがかと、この議論がございまして、ともかく一応勲賞して、役所の事務、事業の都合上もうやめていただくてもいいじゃないかという段階の方に差し上げる、こういう考え方でござい

ますから、いたただかなきやならぬの、してやめられる方までというの、ちよつと行き過ぎじやないか、こういう考えでございまして。

○田畑金光君 そりすると勲賞、要するに肩たたきでしよ。やめたらどうですか、どういふ内容かと思つたのですが、内容が同じだと思つたのですが、どういふんです。

○政府委員(岸本晋吾) まあ行政整理の場合の勲賞になりますと、これはやはり相当響きは強いのだらうと思つて、定員が切れるわけ、この場合は、必ずしも勲賞があつたからやめなければならぬという性質のものではない。まあ勲賞の程度は若干色彩は異なるかと思つて。しかし、先ほど申し上げましたような趣旨がござい

ますので、まあ何でもかんでもやめる方々にすべてそのまま出ると、そこまでは踏み切つては考えられないのじゃないか。かような趣旨でございまして。

○田畑金光君 いや定員法によつて、定員法が削られたから、減つたから行政整理だと、これは当然のことでしよけれども、これはなお一それ罪深いじゃないですか。定員の中にやんとあるのだから、君はそろそろ時期もきたからやめたらどうか。命令で、定員法の削減でやめてもらわなければならない、こういうのは多数の人にまたがうのでしよ。が、この場合は、定員というものはちゃんとあるのだから、もう君はそろそろ年がきたのだからやめたらどうか。あまり罪が深いような感じがしますが、ぬ。むしろ罪が深いような感じがするの、何かこの提案理由の説明を見ますと、長年勤務者を優遇する措置

のように書いてあるが、だんだん検討してみると、体よく肩たたいて、やめていったらどうですか、こういう内容です。本質的にはどうも行政整理と変らぬように片づけるのですが、定員削減の問題を抜きにしたらどうですか。

○政府委員(岸本晋吾) その辺のところも、一つの制度はどつにも解釈のしようがあるわけでございますが、私もこれを立案をしたのは、やはり率直に長期勤続者の方を優遇いたしたい、こういう気持ちでございます。くどういふ趣旨がございまして、整理退職の場合の勲賞とはちろんその性質が若干異なるまいしよ、また、その勲賞があつても必ずしも受ける必要もないわけでございます。また、逆から言いますと、二十五年以上勤めれば、そろそろ十割増しもらつたらやめたいという方も中にはあるわけでございます。その辺のところは、結局これを運用する場合の管理者の心がまえ、受ける方の感じ、そりいふもので、やはりまあ何とか申しますか、受け取り方は違つて参

りるかと思つて、しかし手当自体の優遇としては、やはり長期勤続者の優遇といふことを考えておること申し上げるまでもないわけでは

○田畑金光君 公社の役員については給与、退職手当の基準をそれぞれが公社で定め、所管大臣がこれを認可する、そりいふことになつてきまして、公社関係の役員は、これからはそれのことになるわけですね。そりいふね。それで、一体今国鉄の役員あるいは理事等は、やはりはずされています。わけですが、大蔵大臣の認可でもつて、これは鉄道関係は運輸大臣が

か、運輸大臣の認可でもつてそれだけの給与基準があると思うのですが、国鉄の総裁とか理事とかという人方は、幾らくらいらつておるのでござい

○政府委員(岸本晋吾) 運輸大臣の認可は認めておるのでござい

○政府委員(岸本晋吾) 運輸大臣の認可は認めておるのでござい

○田畑金光君 これは大蔵大臣があるいは運輸大臣にでも質問しなければならぬことになるので、これはあなたには無理だろうが、しかし、あなたとしてはこれはどうですか。公社の総裁や理事というのは、総裁が二十万円だの副総裁が十五万円だの、あるいは監査役というのですか、それが十一万円だの、現在実際仕事をやっておられるのから見ると、いささかこれは高過ぎるような感じがしないでもないのですが、ことに国鉄の場合は、いろいろな汚職や疑獄事件に巻き込まれて、どうも世論もあまりよろしくない。ましてや国鉄運賃の値上げもやらなくちゃならぬ。そういうことを考えたとき、少し高過ぎやせぬか、責任の遂行と仕事の性格から見ても、こういう気持をあなたには持つたことはありませんか。

○政府委員(岸本晋君) 運輸大臣がこれを認可されたお気持はよくわかりませんが、一般の公務員というものは、公共企業体でありまして、一般の民間企業体その他の政府関係機関、そういうものとのバランス等を考慮してきめられたことと思います。あるいは国家公務員とそのまま比較するということ、やはり若干無理ではなからうかというような感じもいたしておるわけでありませぬ。

○田畑金光君 そうしますと、専売公社等だの、それから電々公社の場合、現在のところまでは、今年まではこの法律によってやられておるわけですか。

○政府委員(岸本晋君) この法律が国会を通過いたしますまでの期間については、すべて従来の基準でやります。

○田畑金光君 そうしますと、専売公社の総裁とか電々公社の総裁あるいは役員の方々は、どれくらい歳費を受けておられるのですか。

○政府委員(岸本晋君) 給与でございますか。

○田畑金光君 給与です。

○政府委員(岸本晋君) 専売、電々、今日専売の方は総裁が約十八万円、電々が二十万円でございます。副総裁は専売が十三万円、電々十四万円、理事は両社とも十万円、監査委員に当るものは監事と申しておりますが、専売が八万円、電々十万円ということになっております。

○田畑金光君 国鉄の総裁以下、三公社の役員の方々の退職手当というものはどれくらいになっているのですか。

○政府委員(岸本晋君) 従来は退職手当法の適用がございまして、役員と申しますと大体一年四半くらいでございますから、退職手当法で四年くらいでございますと非常にわずかでございまして、たとえは総裁を四年やりまして、わすかに二・四月でございますから専売の十八万円でございますと四年勤めて四十万円ちよつとということでございます。

○田畑金光君 国鉄の方はすでに一年前にこの法律からはずれておるわけですが、運輸大臣の認可を経て、役員等の退職手当について基準額等もきまっておりますのだから、きまっておりますのならば、どの程度の認可を受けておるか、御説明願いたいと思っております。

○政府委員(岸本晋君) 国鉄の役員の場合、何といいますが、給与月額の内七割を在職年数に乗じたものというところになっております。

○田畑金光君 先ほどちよつと話が出ておりましたが、日本政府の中にも相当多数元満州国あるいは蒙古等の政府に勤めていた人方がおるわけですか。

○政府委員(岸本晋君) ただいまの御質問の点は、外国政府とか、あるいは外地で採用になりました、終戦後引き揚げてきて日本に就職された方、そういう方の過去の在職期間を見たらどうか、また、そういう方も五十才以上になつたら整理退職手当と同じ退職手当でいいのではないかと、こういう御質問であらうかと存じますが、この問題には、実は退職手当だけの問題ではございません。恩給法、共済年金法に通過する問題でございます。日本政府に全然関係のなかつた過去の期間というものを、どの程度までそうした退職給与にみていくのかという基本問題がございまして、まだ政府としては全体的にそういう問題を検討中であるということをおし上げるほかにないと思っております。

○承岡光治君 これはちよつと基本的な問題になるかもしれないけれども、結局恒久的な退職年金制度ができるまでの暫定措置だということなんです。そういう建前から考えるならば、今勸奨等によつて長年勤続者をやめさせる場合、特にこういう特別な措置を講ずるといふこととございしますが、恒久的にやつたらどうなるのですか。ああ、これは恒久的になるわけですね、この規定が入れられれば、できるまでは長年勤続者は、やはり特別な、第五条になるのですか。

○政府委員(岸本晋君) さようでございます。この法律の続く限りは、勤続二十五年以上の方は恒久的にこの整理退職ということになります。

○承岡光治君 わかりました。そこでこれは共済制度との関連になってきますが、三公社はこの前共済制度が改正になりましたね。あの適用を受ける公社職員と国家公務員との退職時に比べて、それは全然開きがないのですか。あればどういふ開きがあるのか、その点御説明願いたいと思っております。

○政府委員(岸本晋君) 退職時におき

ます退職給与の開きでございますが、年金面の開きは若干あるわけでございます。

○承岡光治君 若干というところの程度でございますか。

○政府委員(岸本晋君) 恩給でございますと、国家公務員の場合でございますと、恩給法の適用者ですと十七年勤めますると、最終俸給年額の百五十分の五十、つまり三三・三三％でございます。それから共済年金でございますと、これが二十年勤めますると給与の四カ月、やはり三三・三三％でございます。それが公共企業体の共済法でございます、その両者の年金が一本になっていまして、二十年勤めますと百分の四十、四〇％でございます。若干よくなっております。まだこの当分の間は、やめる方について一挙に百分の四十までではない、こういうことに相なっております。徐々に上っていくということに相なっております。その点が違つております。

○承岡光治君 そうすると、私もあまり勉強してないので、大へん恐縮ですが、教えていただきたいのですが、勤続手数は雇用人の区別なく計算するものが公社の場合ですね。それから国家公務員は恩給との関係になりますか、今の年金がだいぶ違ふということですが、これは、いふところの昔の三級官ですか、三級以上の年数をいうのか、それとも雇用人の勤続年数全部をいうのか、どうなっているのですか。その点お伺いしたい。

○政府委員(岸本晋君) 国の場合で申し上げますと、恩給は御承知の通り任官して以後、判任官になってから以後の年数ということとございしますが、共

済の場合は、何といいますが、給与月額の内七割を在職年数に乗じたものというところになっております。

○承岡光治君 これはちよつと基本的な問題になるかもしれないけれども、結局恒久的な退職年金制度ができるまでの暫定措置だということなんです。そういう建前から考えるならば、今勸奨等によつて長年勤続者をやめさせる場合、特にこういう特別な措置を講ずるといふこととございしますが、恒久的にやつたらどうなるのですか。ああ、これは恒久的になるわけですね、この規定が入れられれば、できるまでは長年勤続者は、やはり特別な、第五条になるのですか。

○政府委員(岸本晋君) さようでございます。この法律の続く限りは、勤続二十五年以上の方は恒久的にこの整理退職ということになります。

○承岡光治君 わかりました。そこでこれは共済制度との関連になってきますが、三公社はこの前共済制度が改正になりましたね。あの適用を受ける公社職員と国家公務員との退職時に比べて、それは全然開きがないのですか。あればどういふ開きがあるのか、その点御説明願いたいと思っております。

○政府委員(岸本晋君) 退職時におき

ます退職給与の開きでございますが、年金面の開きは若干あるわけでございます。

○承岡光治君 若干というところの程度でございますか。

○政府委員(岸本晋君) 恩給でございますと、国家公務員の場合でございますと、恩給法の適用者ですと十七年勤めますると、最終俸給年額の百五十分の五十、つまり三三・三三％でございます。それから共済年金でございますと、これが二十年勤めますると給与の四カ月、やはり三三・三三％でございます。それが公共企業体の共済法でございます、その両者の年金が一本になっていまして、二十年勤めますと百分の四十、四〇％でございます。若干よくなっております。まだこの当分の間は、やめる方について一挙に百分の四十までではない、こういうことに相なっております。徐々に上っていくということに相なっております。その点が違つております。

○承岡光治君 そうすると、私もあまりあまり勉強してないので、大へん恐縮ですが、教えていただきたいのですが、勤続手数は雇用人の区別なく計算するものが公社の場合ですね。それから国家公務員は恩給との関係になりますか、今の年金がだいぶ違ふということですが、これは、いふところの昔の三級官ですか、三級以上の年数をいうのか、それとも雇用人の勤続年数全部をいうのか、どうなっているのですか。その点お伺いしたい。

○政府委員(岸本晋君) 国の場合で申し上げますと、恩給は御承知の通り任官して以後、判任官になってから以後の年数ということとございしますが、共済の場合は、何といいますが、給与月額の内七割を在職年数に乗じたものというところになっております。

済年金の方は雇用人の期間だけということでございます。公共企業体の共済組合年金では、今度統一いたしましたので前者一本、合算したものでござい

ます。

○永岡光治君 そうなりますと、任官してから十七年という場合と、雇用人の期間というのを通算する場合と非常に違うと思うのです。莫大な違いだと思ひますが、あなたと違うのではないと言つていますが、これは私は大へんな違いだと思ひます。そういうゆゑを

もつて私はこの前昭和二十八年の十一月ですか、人事院から勧告が出たものと思ひます。雇用人の区別を撤廃して勤続年数で幾らに、二十年なら幾ら、二十五年なら幾らという制度に変

えなさいという意見が出た。あなたの説だとそう大した開きはないということですが、私はこれは大へんな開きだと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(岸本晋君) 私の申し上げましたのは年金の額でございます。年金受給資格の問題につきましては取扱いに相当差があることはたしかでございます。ただ人事院勧告の問題の取扱

い方につきましては、その後政府部内でも、別途公務員制度調査会というところから、年金についてのあれとは違つた意味の答申も出ておりますし、さらに最近に公共企業体等共済組合制度も

私はずつこうなことをだと思ひし、まあいいと思ひますが、そういうような観点からやはり退職年金というものの暫定措置にしても、やはり考慮すべきだと思ひます。

それで関連して質問しますが、これは一時金の問題だろうと思ひます。その年金と関連して参りますが、今までずいぶん問題になっておりましたが、通信手、通信手といひますかね、

郵政の場合、それから農林関係にもそういう判任官待遇というところの在職者があつたと思ひますが、そういう期間に恩給の年限計算の対象にならないと聞いているが、今そうなつて

いるのか、いまだに改正されてないのか、その点はどういふふうになつて

いるか、ちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 昔の判任官待遇の方の恩給法上の取扱いは、私は実は所管でございませんでよく存じませ

せん。これは恩給局の方へお聞き合せていただければ……また資料を恩給局の方からも提出させるようにいたし

ます。

いますから、委員長にお願いしておき

ます。それからこれについて質問をしてみたいと思ひますが、この勸奨を受けなければだめだといふ意味の話ですが、勸奨するしないにかかわらず、こ

れはどうですかね、勸奨という表現を使つたのとどまつて、実際上やめた

という人があれば結局においてそう

なると、こういうことになるのか、こ

れはなんですか、この勸奨という文

字を使つたのはおそれ、今年ほどの

くらいまでの予算しかないという予算

という形式をとつてこの数字を制限しよう、というこじやないかと

思ひますが、そういう予算に縛られ

ずにできるものかどうか、その点を一

つお尋ねたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 勸奨という言葉はもう法律でなく政令で入れるわけ

でございますが、これは別に予算に縛

られて予算と見合ひながら勸奨してゆ

くという、それほど強い意味に私ども

いたすならば政府退職手当と同一のも

でございますから、やはり国の方か

らやめていただくという方にだけ

という趣旨で、勸奨という言葉を入れ

ていただくでございます。

○永岡光治君 どうですか、これは

この法律の適用を受けてこの際やめた

いという人があれば、一応皆認めるよ

うな方針ですか。

○政府委員(岸本晋君) まあその辺の

ところは、人事担当者の判定するこ

ろだろうと思ひますが、国としてせひ

いてもらわなければならぬ、この人が

いなくなつたら仕事は差しつかえら

ないから、委員長にお願いしてお

きます。

も、この場合人事主任がそれを認める

かどうか疑問だと思ひますが、一般的

に普通二十五年以上勤めて時期がきた

からやめた、おやめなさいという状

況になれば、適用があるというふう

に考えておられます。

○永岡光治君 これについて必要な財

源はどのくらいみているのですか。

○政府委員(岸本晋君) この法律で二

十五年以上の者に整理退職手当を出す

ことによる増は、過去の実績から判断

いたしますと一般会計から約七、八千

万円組んでおりますが、年々退職手

当の予算分は若干の余裕が、毎年度の決

算をみますとあるもので、ほとんど

とんにまかなえる、かように考えてお

ります。

○永岡光治君 それでは大体二十五年

以上の勤続者でやめたいという人があ

れば、原則としてそれはその意向を聞

くという、そういう考えで予算を組んで

おると解釈していいでしょうか。

○政府委員(岸本晋君) 予算といたし

ましては、これは毎年度各省所管に

よつていろいろ退職者の構成も違いま

すので、ほぼ平均的なところを押えて予

算を組んでございませんで、従いまして二

十五年以上の人は全員やめてもまかな

える予算というものは、もちろん組ん

でいないわけでございます。過去の経

験率から見まして大体俸給の一・五%

ぐらいを各省で組んでございまして、そ

の範囲内でおおむねまかなえると思

ひます。

○永岡光治君 ただいまの退職年金制

度全般について、公務員制度調査室で

検討しているからというふうな答弁が

あつたわけでありますが、これはあな

りませんか。

○竹下豊次君 それでこれだけ、約三

万人でございませうね。そのうち年々

める人が年によつて違ひましようが、

大かた現在どのくらいの数になつてお

りますか。

○政府委員(岸本晋君) はい、さよう

でございます。

○竹下豊次君 それでこれだけ、約三

万人でございませうね。そのうち年々

める人が年によつて違ひましようが、

大かた現在どのくらいの数になつてお

りますか。

○政府委員(岸本晋君) はい、さよう

でございます。

○竹下豊次君 それでこれだけ、約三

万人でございませうね。そのうち年々

める人が年によつて違ひましようが、

で働かすそのケースを拾い上げて規定
いたしたいと考えております。

○八木幸吉君 そりすると、外地から
帰ってきた人の方が内地におつた者よ
り有利ということになりますか。

○政府委員(岸本晋君) そりいうこと
がないように、具体的なケースを検討
いたします。政令で定めたいと思っ
ております。

○八木幸吉君 ちよつと私わからな
いのですが、つまり内地で五十年以上
あつても二十五年以上勤続しなけれ
ば、この倍率はいただけないのでし
ょう。ところが外地から帰ってくる人
は、二十五年未満であつても五十才以上
なら倍率をやるということになれば、内
外の待遇に差別が生じるように思ひ
ますが、そうじゃないのですか。

○政府委員(岸本晋君) これは法文の
五ページの二行目にありますが、そり
いう外地から帰ってきた者「その他の
者で政令で定めるもの」、この「そ
他の者」で別途政令で追加指定がで
きるようになっております。今、年令五
十才以上で勤続年限が短かくて困つ
ておられる代表的な例は、こうした外地
から帰つてこられた人でありませう。
しかし、内地でもそりいう方がござい
ましたら政令で拾い上げて、バランスを
とりたいて考えております。

○八木幸吉君 内地で同様の事例とい
うのは、具体的にいつてどういふもの
ですか。

○政府委員(岸本晋君) この点は、各
省の人事課長からの要望もありまし
て、外地の方を入れては具体的なこ
ういふケースが見当らないのでありませ
うが、かりに同様の事情があつた場合に

困りますので、政令で認めるといふこ
とになっております。

○八木幸吉君 そりすると、つまり外
地の方は困難であるからお気の毒だ、
二十五年以上にならなくても五十才以
上であつたら倍率を適用する。内地の
場合は、外地から引き揚げてきた人と
同じように、個人的に何らか非常に気
の毒な場合があれば、必ずしも二十
五年にこだわるわけではない、今の解釈
はそりいつたよりなことですか。

○政府委員(岸本晋君) さりようでござ
います。そりいうよりな場合があれ
ば、政令で拾い上げてバランスをとつ
て参りたいと思ひます。

○八木幸吉君 そりいう場合といふこ
とになりますと、外地の場合には原則
として二十五年にこだわらない、五十
年にウエートをおいてある。内地の方
は原則として二十五年にウエートをお
いて、五十年の方はウエートをおか
ない、原則のウエートのおき方が違ふよ
うに思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 今一番問題に
なつて各省で困つておりますのは、人
事管理上いろいろ問題になつておりま
す。終戦後引き揚げてこられた方々の問
題でございませう。この方々は五十才以
上に達しまして、やめたいけれども退
職手当も低いからやめられない、何と
かしてくれないか、こりいう御希望が
一番強いわけでございます。それでは
同様の事態が内地の場合にあるかと
申しますと、それについてはま
だ具体的な問題として私ども伺つてお
りないわけでございます。しかし、か
りにありました場合には、外地職員を
より優遇するといふことはこれまた困
るわけでございますので、政令でこの

ような条件の者は拾えるように授権規
定をここに置いてあるわけでありま
す。

○八木幸吉君 もり一点ですが、外国
へ行く前の在職年限を通算するとお
つてしまつたが、通算しないので
か、するのですか。

○政府委員(岸本晋君) これは施行令
の方の問題でございませうが、さきに外
国へ行く前に職員でありまして、それ
から引き続いて内地に帰つてきて就職
したといふのは、引き続いて通算いたし
ております。しかし外国へ行く前に退
職手当をもらつておられますといふよ
うな場合には、もちろん昔の期間は通算
はしないといふような取扱ひにいたし
たいと思つております。

○八木幸吉君 そりいつたしますと、外
国へ行く前の在職中の退職金を給付し
たかしないかという点が、通算するか
しないかのポイントですか。

○政府委員(岸本晋君) さりようでござ
います。

○八木幸吉君 それから、先ほど満鉄
と申されましたが、満鉄も外国政府等
と同じように、準じて取り扱ふといふ
ことになりませうか。

○政府委員(岸本晋君) これは現在の
退職手当法の本法の施行令で、国鉄と
か専売公社とか電電公社と同様の事業
をやつていたもの、これは同様の事業
をやつていた間の在職期間は、一応退
職手当の通算の基礎とするといふ施行
令の規定がございませう。その方で説
むわけでございます。

○八木幸吉君 つまり満鉄が入るとい
ふことですか。

○政府委員(岸本晋君) さりようでござ
います。

○八木幸吉君 東拓はいかがですか。
○政府委員(岸本晋君) 東拓は入つて
おりませう。

○八木幸吉君 朝鮮銀行は。
○政府委員(岸本晋君) これはつま
り、外地で、何といひますか、私ども
の取り上げておられますのは、純粋に外
国あるいはそこにあつたような特殊会
社といふことで取り上げておられます
が、朝鮮銀行も入れてございませう。

○八木幸吉君 具体的に、ちよつと例
示的に入れているのをおつしやつて下
さい。

○政府委員(岸本晋君) 会社といひ
ましては、満鉄、満州電電、華北交
通、華北電電、華北広播協会、これは
たばこの関係でございませう。北支の
中公司、華中鉄道、華中電氣通信、旧
蒙電氣通信、これだけは拾つてござ
います。

○八木幸吉君 北支開発、中支開発は
どうですか。

○政府委員(岸本晋君) そりいうもの
は入つておりませう。と申しますのは、
今列挙しました会社は、現在の専
売公社、国鉄、電電と密接な関係のあ
る会社でございませう。つまり一番現在
の公社の職員とながりの深いものだ
けを拾い上げて、そのほかの一般の会
社は拾つてないわけでございます。

○八木幸吉君 先ほど公社役員の退職
金の問題が出ておりましたが、承わつ
ておられますと、国鉄とその他の公社の
役員の退職金に非常に開きがあるよう
に承わつたのです。それで、最近五カ
年ほどの間の公社の役員のもつた退
職金と、勤続年数と退職の事由を書い

た一覧表を御提出を願つておきたいと
思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 公社の役員
の最近五年間くらいにやめられた方々
のすべての退職金の調べでございま
すか。

○八木幸吉君 そりすると、これは朝
鮮、関東州、台湾等は当然入るわけ
ですね、入らないのですか、それらの
道なり電信電話なりあるいは専売なり
といふようなもの。

○政府委員(岸本晋君) 朝鮮と台湾で
ございませうか、その辺は昔のたしか
恩給法の適用を受けた職員は、現在も
恩給法の適用をそのまま受けておられ
ます。共済組合は、旧外地の共済組合
といふのは、現在こちらの国家公務員
共済組合法、公共企業体職員共済組
法の方で通算できるような仕組みに
なつております。

○八木幸吉君 従つて、当然だつと
思ひますが、念を押しておきたいの
ですが、朝鮮、関東州、台湾等における
役員ですね、道の役員だとかあるいは
総督府の役員、あるいは関東州の庁の
役員、こりいうものは国家公務員並
に計算するわけですね、勤続年数は。

○政府委員(岸本晋君) つまりその当
時恩給法の適用を受けておられた方
は、現在でも恩給法の通算通りに通算
をいたしておるのであります。退職手
当をいたしましては、これは通算はい
たしておりませう。

○八木幸吉君 それは外地は通算しな
いけれども、鉄道や、電信電話や専売
だけを通算するといふのはどういふ
わけですか。

○政府委員(岸本晋君) これはやはり
公共企業体といふものが、一つの企業体

としての自主的に運営されていくために、職員の中あまり相互にアンバランスがあるという事は困る、そこで昔相当、何と申しますか外地の鉄道とか電信の経歴を持つ方をたいぶ採用しておるわけでありまして、その相互の間のバランスをとって、職員の間の不平や不満の起らないようにというのが狙いであつたと思ひます。

○永岡光治君 それは外地におる公務員でも同じじゃないでしょうか。外地の公務員だけは通算しない、しかし企業体に関係のある面だけは通算する、ちよつと片手落しじゃないでしょうか。

○政府委員(岸本晋君) 外地と申しますと朝鮮とか台湾でございますが、そういう所でも申しますか、従来考へておる公務員には判任官であるとか、奏任官であるとかあるいは雇用人、こうした身分で勤めておられた方、これはもちろん引き続いて内地にきておれば通算がございませう。

○竹下豊次君 国鉄の方が、第何条でしたか、国家公務員等退職手当暫定措置法の第二条で除外されておりますね、これと同様にこの際日本専売公社と電電公社を取り上げていこう、除外しようという案になっておるようですが、現在のままにしておいて何か差しつかえがあるわけなんではないか、どうなんでしょう、これを、まず、国鉄が除外されたときにさかのぼってお尋ねした方がいいのかもしませんが、どういふ理由で除外されたのか。それからその後の支給の額が、一般公務員とこれらの公社と比較してどんな違いが出てくるか、大体同じになっているのか、先ほどごく高級職員についてのお話は承りましたが、一般の下級職

員の場合をお話したいと思ひます。
○政府委員(岸本晋君) これは特に国鉄の役員だけを退職手当法から適用除外にいたしました、職員は相変わらず今日でも残つておるわけでございます。役員をなぜ適用除外にいたしましたかと申しますと、昨年公共企業体の共済組合法が成立いたしました、それまで役員に恩給法が準用されておりましたが、恩給法の準用をしない。役員はつまり年金法からはじいてしまふ、こういう仕組みに改められたわけでございます。そういういたしました、退職手当の方は職員なみの退職手当の基準ではちよつとかがかかるといふことで、新しい支給基準によるものを支給したいというので改めたわけでございます。
○竹下豊次君 その点、役員だけの問題でございますか。
○政府委員(岸本晋君) さようでございます。
○委員長(亀田得治君) ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(亀田得治君) 速記をつけて下さい。それでは引き続きまして科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案の内容について細部の御説明をお願いいたします。
○政府委員(原田久君) 科学技術庁は御承知のように昨年五月十九日に発足いたしました。その所掌事務の中にいろいろの問題がございませうが、特に原子力関係が重点施策の一つに上つております。原子力関係の研究及び放射線、それに伴ひましてラジオ・アイソトープその他放射線の研究利用というような面が進展して参りますと、これ

に伴ひましてどうしても放射線の障害及び利用上の問題につきまして、研究する施設を設けなければならぬといふことに相なりまして、今回科学技術庁の付属機関といたしまして、放射線医学総合研究所を設置することに相なつた次第でございます。それに伴ひまして科学技術庁設置法の一部改正法律案を提案した次第でございます。

法律案につきましてはお手元の資料にありませうに、第八条第六号を削りまして、第七号を第六号とし、同号の次に「放射線医学研究所に関すること」といふものを挿入することになつております。以下条文につきましても、単に差しくりをしたような条文の配置になつておる次第でございます。条文に關しましては特に御説明するほどのことはないかと思ひますが、その中の第十九条といたしまして「放射線医学総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。」といつたしまして、そこに掲げてありますように「一 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療に関する調査研究を行うこと。」第二番目として「放射線の医学的利用に関する調査研究を行うこと。」第三番目として「放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練を行うこと。」こういふようなことをやることになつております。

放射線医学研究所に關しまして必要な事項は政令で定めることになつておりました。政令案といたしましてはすでに政令案参考資料といたしまして、その二に、放射線医学総合研究所の設置場所等を定める政令というので、

「内閣は、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。」第一条に、「放射線医学総合研究所は、茨城県に置く。」それから第二条「放射線医学総合研究所の内部組織は、総理府令で定める。」組織と場所を政令でうたうことになつております。

それからただいまの政令の第二条で規定しようとする内部組織につきましては、総理府令で定めることになつておりました。総理府令の資料といたしましてはさらに参考資料第三に書いてありますように、内部組織を定めております。すなわちその第一条に、「放射線医学研究所に、次の六部を置く。管理

部 物理研究部 化学研究部 生物研究部 障害基礎研究部 環境衛生研究部 六部置く予定になつております。なお各部の内部組織及び所掌事務につきましては、第二条以降において詳しく規定してありますが、詳細にわたりますので省略させていただきます。

放射線総合医学研究所の予算といたしましては、総額にいたしまして一億四千三百五十七万一千円予算がついておられます。なおこのほかに債務負担行為といたしまして四億四千七百五十六万七千円ございませう。第一年度は建設期に当りますので、四十人の予算定員を予定しております。

なお話が前後いたしましたけれども、この放射線医学研究所の計画は三年計画になつておりました。最終完成年度におきましては四百人程度的人员を配置したい考へになつております。なお設置場所は大体茨城県の那珂郡東海村で、敷地約六万一千坪、完成時の

建坪は七千七百二十二坪を予定しております。次第でございます。これはただいま建設途上にあります日本原子力研究所の敷地の南側の所に予定してあります。

大体設置法の一部改正法案につきましては、主として放射線総合医学研究所の内容につきまして御説明いたしました。

○委員長(亀田得治君) 本件に關し御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○竹下豊次君 ちよつとお尋ねしますが、けれども、第十九条に「次に掲げる事務をつかさどる」として項目が別途あげてありますね、これらの事務は今日のところはどこでやつていらつしやるのでしょうか。

○説明員(鈴木嘉一君) お答えいたします。放射線に關する学問は現在までのところは各大学の医学部に放射線科というのがございまして、そこで主として放射線を用ひまして種々の病氣を診断いたしましたり、治療いたしますことの研究をやつております。それではこの放射線科というのは臨床方面の医学の部面に設けられておりました。この基礎といひますか、つまり放射線を用ひて疾病を診断したり治療する前の段階、一体放射線というものは人体にどういふ影響を及ぼすであろうかという、放射線医学の基礎医学的な部面については、はつきりとそれを受持つております組織が現在のところございませう、そのために日本学術会議がこの点を心配いたしました。御承知のように原水爆の実験その他で死の灰といふようなことを申しまして、空から降つてくる放射線の問題で

放射線総合医学研究所の計画は三年計画になつておりました。最終完成年度におきましては四百人程度的人员を配置したい考へになつております。なお設置場所は大体茨城県の那珂郡東海村で、敷地約六万一千坪、完成時の

ありますとか、あるいは原子力の発展に伴いまして種々の放射線にさらされる機会が多くなるわけでございますが、そういう先ほど申し上げました放射線医学のうちでも、さらに基礎的な部分に当るようなもの、研究が日本ではほとんどなされておられないということで、これはもう今から数年前に学会から政府へに勧告がございまして、そういう放射線に関する基礎医学研究所をぜひ作るべきであるというお申し出があつたわけでございます。それを当時学術会議との連絡の仕事を担当いたしました総理府の科学技術行政協議会というのがございまして、その中でこの問題が取り上げられました。ぜひこの放射線基礎医学研究所を作るべしという結論に達しまして、それは文部省の付属機関でやつた方がいいであろうという結論に達しております。と同時にもうその当時はビキニの第五福龍丸事件でございまして、ああいうことが起つておりますが、ああいうことが起つておりますが、まあいいから、これは基礎医学だけの問題ではない、今や公衆衛生の問題にもなるということでございまして、あわせて放射線衛生研究所というものを厚生省の所管で作つたらよいであらう。つまり二本建てで基礎医学は文部省、応用医学と申しますか、社会学と申しますか、パブリック・ヘルスの面においては厚生省においてという研究機関を作つた方がよいであらうという結論に達しておつたわけです。そういうことになっております。うちに原子力局がスタートし、科学技術庁がスタートしたわけでございますが、この原子力予算の中にこの文部省の要求と厚生省の要求が両方出てきた

わけでございます。このときに原子力委員会といたしましてはこれを慎重に審議されて、それは理論的には確かにそうであるけれども、似たような機関を二つ別に分けて作るよりも、基礎から応用にまで一貫した研究所を作つた方がむしろいい。従いましてその名前が放射線医学総合と、そういう意味で総合というのが入つてきたわけでございますが、基礎医学と応用医学を合せて放射線医学総合研究所を作る、その方がいい。その際科学技術庁も出発いたしておることでございます。文部省、厚生省といわずに科学技術庁においてこれを所掌したらどうであらうということになりました。これが昨年の二月でございましてが閣議決定を見まして、その後約一年くらいその機構その他について準備をいたしておりました。昭和三十三年度の予算に初めて計上されたこと、こういうふうないきさつになっておりました。御質問のような学問をやる中心の所が、日本には今まではないということでございます。ぜひこの機関をその中心にいたしたいと、そういうふうな考えでございます。

○永岡光治君 これは政務次官の方にお尋ねいたしたいのですが、放射線の障害防止法案ともいふような法案を、厚生省の所管なのかどうかよくわかりませんが、研究される方はすでに相当やられておられるわけですが、そこでその補償問題もしなければならぬと思つておられますが、それは政府の方ではどう考へておられますか。

○政府委員(秋田大助君) 補償ですか。

○永岡光治君 障害補償でございます。

○政府委員(秋田大助君) そういう災害が起きた場合の補償のことでございますか。お尋ねの補償は、各その災害を受けた人の身分関係によりまして、労働者諸君ならば労働省、その他公務員ならばその属しておる関係の庁になること、こう心得ております。

○永岡光治君 今鉱山についてはけい肺法等が制定されているわけですが、それと同じような精神に基くもので、放射線障害防止というふうな問題について、そういう法律を作る用意はないでしょうか。

○政府委員(秋田大助君) ただいまのところ具体的に、けい肺法のように直接これによつた特別の処置に関する法律を作らうというところまでは進んでおりません。将来事態によりましては、あるいはそういうことにならうかと思つておられますが、なるべくそういう事態が起らないように万全の措置を講ずべく、いろいろ予防等をいろいろ機関にも研究させると同時に、ただいまの障害防止法によつてそういうことが起らないようにと考へておられるわけでございますが、ただいまのところはけい肺法のような、ああいったものをこれに対応しては考へておりません。

○永岡光治君 まあ努力されることは結構でございますけれども、やはりこれは相当の影響あるものと見なければならぬと思つて、研究者にしても何にして補償するといふようなことをぜひ考へてもらいたいと思つておられます。その事態になつてから考へるといふのじやなくて今から考へる用意をして、万全を期していただきたいことを特にお願いしておきます。

○政府委員(秋田大助君) お説ごもつとも存じまして、ただいまからお説のように御趣旨に沿ひましてよく考へもし、準備も場合によつてはいたしたいと、こう考へます。

○伊藤顕道君 政務次官にお伺いしますが、広島とか長崎に原爆症治療の研究所がございまして、あれとの関連は別に何にもないわけですか。

○政府委員(秋田大助君) あの広島にありますが、それはアメリカの機関と心得ておりますが、しかし実際上は種々政府とも連絡があると存じております。今度でございますものは、アメリカの広島等にあるあの治療機関、その他大学等において従来行われもしておりました。また医学のみならず、放射線の障害防止に対して研究しておるその他研究機関とは、もちろん密接な関連がございまして、その総合研究所としてこれを発足させるものでございまして、もちろん実際上においては密接な総合連絡をはかる、そして研究等においても重複を避ける、同時に、また互いに能率を期していく、ここに作らうと思つて放射線医学総合研究所が、その中核的な役割をなす機関、この御了解願ひたいのでございまして。

○伊藤顕道君 各大学の医学部に放射線科といふものがございまして、今後この総合研究所の研究が進んでいくと、各医学部の放射線科といふよりな所、非常に関係が深くなつてくるのじやないかと思つておられます。たとえばそこで技術者を交流するとか、そういう面で活用することによつて非常にプラスになると思つておられますが、そういうことは今のところは考へていないのですか。

○政府委員(秋田大助君) もちろんお説の通り関係がございまして、そういう所と連絡をとつていくつもりでございます。

○伊藤顕道君 それと放射線による人体の障害並びに予防、診断、治療、こういう点があげられておるわけですが、もとより非常に必要なことと思つておられますが、これは消極面だと思つておられます。放射線によつてすでに障害があつたものを、また、これを未然に防ぐための予防、いずれもこれは予防医学、治療医学にわたると思つておられますが、放射線を研究しこれを活用することによつて、他の疾病の治療の方向へこれを持つていく積極面がまた非常に大事なことと思つておられますが、こういうところはもちろん御計画にあると思つておられますが、その点はどうかでございますか。

○政府委員(秋田大助君) ただいま提案し御審議を願つております。科学技術行政設置法の一部を改正する法律案の第十九条に、放射線医学総合研究所のやろうとする事務、目的を掲げてございまして、第二の「放射線の医学的利用に関する調査研究を行うこと。」第一が放射線のマイナス面に対しまして、これはプラスの方面で考へて規定しておるつもりでございますので、さうにお読みとりを願ひたいと存じます。

○竹下豊次君 この定員法の関係の資料をこつちへいたしておるのですが、定員法は実はきのうの委員会でも上げました。きょうの本会議に上程されることになつておるので、ちよつどの審議中に私、病気でありませんでしたので伺ひお聞きしたいのですが、定員法と関係はもとよりあるわけでありませうけれども、この際皆さんおそろいでありますから、お

尋ねたいと思いますが、これに定員の増減の理由をいたしまして、「原子力平和利用の促進に伴う増」あるいは「航空技術研究所の整備拡充に伴う増」、「金属材料技術研究所の整備拡充に伴う増」、「放射線総合医学研究所の設置に伴う増」、いろいろあるわけですが、十八人、三十五人、四十人、四十人となっております。原子力の問題は新しい問題で、私などしろうとははなかなかよって聞いてもわかりにくい問題で、むずかしいのでござい

ます。それで、そのお含みでこの点も、現在どういふことをやっておられるのに、どういふ設備を今度新たにされるために増員が必要なのか、あるいは設備は要らないけれども、どういふ仕事を進めていきたいから人が足りないとかいろいろな点等につきまして、わかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(原田久君) 定員の増につきまして概略御説明申し上げたいと思います。科学技術庁は三十一年度の定員として総計二百九十三名おります。内訳としましては内部部局が二百四名、付属機関として八十九名、合計二百九十三名おります。さらにその付属機関の内訳を簡単に申し上げますと、航空技術研究所が四十九名、金属材料技術研究所四十名でございます。こういうような状況で昨年五月十九日に発足した官庁でございますが、三十二年度におきましては内部部局といいたしまして九名増で二百十三名ということになります。それから付属機関としましては二百四名で百十五名の増となっております。その付属機関の増をいたしました内訳を申し上げますと、

航空技術研究所が三十五名の増、それから金属材料技術研究所が四十名増、それから放射線総合医学総合研究所が新設でございますが四十名、合計百十五名の増になっております。従いまして、全体としましては四百十七名と相なりまして、全体の増が百二十四名ということになっております。

で、ただいま御質問の特に増加しました点だけ申し上げますと、内部部局としましては原子力局に十名増をしております。これは御承知のように、原子力関係の研究、アイソトープ関係の利用などが進んで参りましたので、それに関連いたします行政事務も多くなつて参りました関係もあり、かつ、ただいま国会で御審議中でございますが、放射線障害防止法という法律案も御審議願っておりますが、そういう法律案が施行になりますと、種々の監督面の強化も出て参りますので、そういったようなことを勘案いたしましたし、昭和三十一年度の六十八名を七十八名にいたしました次第でございます。

次に付属機関といたしましては、航空技術研究所から申し上げますが、航空技術研究所は昭和三十年から発足しております。三十二年度は三年目に当りまして、主として超音速風洞と申しまして、いわゆる音の伝播する速さの前後におきます研究を中心にして、空気の力学的な研究をする施設をいたしまして、大きな風洞施設を作りつつあります。で、昨年はその準備期間といたしまして四十九名でその建設準備をしておりましたけれども、三十二年度はさらにその建設が具体的に施行に相なり

りますので、三十五名を増員いたしました次第でございます。施設といたしましては、ただいま申しました超音速風洞のほか、それを駆動いたします原動機だとか、あるいはフラッターという特殊な部門でございますが、そういう要素の試験をする設備をいたしまして、現在飛んでおりますジェット機、あるいはそれ以上の超音速機に至ります航空機といふものは、ここ数年間にわが国としましては世界の水準に到達するような態勢になければならぬというので、科学技術庁の付属審議機関であります航空技術審議会というのがございます。三百名近くの委員を委嘱しておりますが、その委員会です分検討いたしました計画に基づきまして、ただいまその施設を建設しております。そういった関係で三十五名の増をお願している次第でございます。

次に金属材料技術研究所は昨年科学技術庁の発足後発足いたしましたやはり付属機関でございます。これは黒にありますが旧海軍技術研究所の施設の一部を御使しまして発足した研究所でございます。この研究所は主として学術的な研究というよりも、応用的な方を主眼として研究を進めたい。と申しますのは、金属といふものはあらゆる機械工業その他に活用されるのでございますが、そのわが国のそういう機械器具類の一番致命的な欠点といふのは、材料問題でございます。ところがその材料問題といふものは、ただアカデミックに研究室において研究していいだけでは、実際実用される面まで改良の手が及びませんので、どうしても大きな施設を用いて、総合的に研究しなければならぬということに相なり

まして、その金属材料技術研究所を設けました次第でございます。この研究所は航空機用の材料はもちろんのこと、原子力関係の特殊な金属材料につきましても研究をし、一般の普通の鋼材その他につきましても研究することはもちろんでございますが、いろいろな今までは大学あたりではできないような研究、あるいは大学あたりではできないような研究をやりたいというので、昨年発足した研究所でございます。この定員として四十名の増をお願いしているような次第でございます。

あともう一方所は放射線総合医学研究所でございます。これはただいま説明いたしましたように新設でございます。四十名でございます。以上がこの御説明でございます。

○委員長(亀田得治君) 委員会はこれにて本日は散会いたします。午後三時四十九分散会

昭和三十三年四月十三日印刷